

佐野市監査委員告示第10号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和2年10月27日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 井川 克彦

第1 監査箇所

産業文化部（産業立市推進課、農政課、農山村振興課、文化立市推進課）

第2 監査期間

令和2年9月1日から同年10月27日まで

第3 監査の結果

1 産業立市推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 農政課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 農山村振興課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 文化立市推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。